

鹿児島工業高等専門学校経営戦略本部設置要項

平成 28年 4月 6日

校 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、本校の経営又は教育研究等に関する特定の課題に対応するため、経営戦略本部（以下「MS (Management Strategy)」という。）を設置し、その運営について必要な基本的事項を定める。

(組織)

第2条 本部長は校長をもって充て、本部長が指名する副本部長を置く。また、副校長を本部長補佐とする。構成員は、本校教職員の中から本部長が指名し、学外者（客員教授）を招聘することができる。

(運営)

第3条 副本部長は、本部長補佐と連携し、各委員会を通じて対象となる事業を遂行する。本部長補佐は所掌する分野について、本部長及び副本部長に助言する。

(設置)

第4条 本部長は、特定の課題を限定された期間内に効率的に処理するため必要と認めた場合、その企画立案及び実施等を行わせるため、MS にプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチームの設置については別に定める。

(事務)

第5条 MS に係る事務については企画室、国際交流室、学生課のいずれかあるいは複数が連携してこれを担当する。事務対象となる事案毎に主担当の部署を事務部長が指名する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、MS の運営に関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成 28年 4月 6日から施行し、平成 28年 4月 1日から適用する。